

○朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（抜粋）

平成20年9月24日

条例第31号

（構想の届出）

第8条 事業者は、第12条に規定する開発事業等の協議を行う前に、当該開発事業等の構想（以下「構想」という。）について記載した届出書（以下「構想届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、構想届出書の提出後から第12条第1項の協議申請書の提出までの間に、当該開発事業等の目的を変更したときは、速やかに構想届出書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、構想届出書を受けたときは、市の施策との整合を図るため、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

4 事業者は、構想を廃止したときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

（構想の周知及び説明）

第9条 構想届出書を提出した事業者は、構想の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該開発区域の見やすい場所に当該構想の概要を表示した表示板（以下「構想表示板」という。）を設置するとともに、速やかに書面によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、直ちに当該届出及び前条第1項又は第2項の構想届出書を公開し、一般の閲覧に供しなければならない。構想表示板が設置されてから相当の期間が経過してもなお前項の規定による届出がないときも、同様とする。

3 事業者は、第1項の規定による届出の日から10日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、近隣住民に対し説明会の開催その他の適切な方法により、構想及び次条第3項に定める意見書の提出の方法について説明しなければならない。ただし、中高層建築物の建築又は開発区域の面積が3,000平方メートルを超える開発事業を行う場合については、説明会を開催し、出席できなかった近隣住民に対しては、別に説明しなければならない。

4 事業者は、前項の説明会を実施するときは、周辺住民が参加することを拒んではならない。ただし、近隣住民に対する説明に支障があると認められる場合には、必要な範囲に限り参加を制限することができる。

5 事業者は、第3項の規定により説明する事項について、周辺住民から説明を求められたときは、当該事項について説明しなければならない。

(説明の報告、意見書の提出等)

第10条 事業者は、前条第3項又は第5項の規定により行った説明又は説明会の経過及び結果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、直ちに当該報告書を公開し、一般の閲覧に供しなければならない。

3 構想に関して意見を有する近隣住民は、前項の規定による公開の日（公開が複数回行われた場合は、最後の公開の日）から14日を経過する日までの間、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を事業者に提出することができる。

4 近隣住民は、意見書を事業者に提出したときは、速やかに当該意見書の写しを市長に送付しなければならない。

5 事業者は、意見書の提出があったときは、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を当該意見書を提出した者に提出しなければならない。

6 事業者は、前項の規定により見解書を提出したときは、速やかに当該見解書の写しを市長に送付しなければならない。

7 事業者は、意見書の提出がなかったときは、速やかに書面により市長に報告しなければならない。

8 事業者は、見解書の写しの送付又は前項の規定による報告を市長が受けるまでは、開発事業等の協議の手続を行うことができない。